

周防大島町内部情報系システム等更新に関する 情報提供依頼

令和 5 年 5 月

周防大島町

1. 主旨

周防大島町の内部情報系システム(財務会計システム・文書管理システム・グループウェア・行政評価システム)については、平成16年10月の合併時に運用を開始し、2度のハードウェア更新を経て18年余りが経過し、システムの老朽化が進んでいる。一部を除き令和5年11月まで借上げを行っているが、現行システムの最終的なサポートが終了する令和6年10月までに更新を実施するものである。

本事業は、行政運営の効率化・高度化や、国の情報システム標準化の方向性も鑑み、より一層の業務効率化や、DX 推進体制を作っていく中で、クラウド方式などによる調達コストの削減を図るとともに、全職員に同型の端末を配置し、資産管理を徹底することでセキュリティ環境を整え、適切な事務の遂行、及びシステム関連経費の最適化を推進することとしている。

本依頼は、周防大島町の内部情報系システム運用状況を踏まえたうえで、導入スケジュールや概算費用の把握、及び本町に対してシステムの提供や端末の設置等が可能な事業者の確認を目的とする。

2. 本依頼に関する提出様式等、説明書

(1) 提出様式

様式1. 周防大島町内部情報系システム等更新に関する確認事項

様式2. 次期提案システムの基礎調査

様式3. 次期提案システムの導入スケジュール

様式4. 概算見積書

様式5. 提案価格見積積算内訳書

様式6. 情報提供依頼受諾書

様式7. 秘密保持誓約書

(2) 説明書

資料1. 周防大島町現行システムに関する情報

資料2. 周防大島町内部情報系システム等更新業務概要書

(資料2-1. から資料2-5. まで付随資料有)

資料3. 周防大島町職員利用端末状況一覧

資料4. 現行保守作業一覧

3. 情報提供を求める内容

(1) 会社概要

(2) 周防大島町内部情報系システム等更新に関する確認事項(様式1)

(3) 次期提案システムに関する詳細情報(様式2、様式3)

(4) 概算費用(様式4、様式5)

4. 情報提供受諾書の提出

(1) 提出書類

様式6. 情報提供依頼受諾書様式

様式7. 秘密保持誓約書

※ 本依頼を受諾いただいた事業者は提出してください。

受諾いただいた事業者のみに、説明書(資料1～資料4)を提示します。

(2) 提出方法

電子メールまたは持参

※ 電子メールで提出の場合、メール送信後、提出期限までに電話にてご連絡ください。

※ 直接持参の際は、必ず持参前に訪問予定の日時をご連絡ください。

その場合、担当の業務都合により、日程変更等の調整をお願いする場合があります。

(3) 提出期限

令和5年5月19日(金)午後5時まで

※ 持参で提出の場合、提出可能な時間は、周防大島町役場閉庁日を除く平日の午前9時から午後5時としますので、ご注意ください。

5. 質問事項の受付、回答

(1) 提出・回答方法

電子メール

※ 質問事項の書式は問いませんが、メールの題名は「周防大島町内部情報系システム等更新に関する質問」とし、文中に会社名・所属名・担当者名・連絡先(電話ならびにメールアドレス)を記入してください。また、添付ファイルは必ず暗号化してください。(パスワード付きZIP可)

※ メール送信後、電話にてご連絡ください。

(2) 提出期限

令和5年5月19日(金)午後5時まで

(3) 回答予定日

令和5年5月25日(木)まで

6. 情報提供書類の提出

(1) 提出書類

会社概要

様式1. 周防大島町内部情報系システム等更新に関する確認事項

様式2. 次期提案システムの基礎調査

様式3. 次期提案システムの導入スケジュール

様式4. 概算見積書

様式5. 提案価格見積積算内訳書

(2) 提出方法

電子メールまたは持参

※電子メールで提出の場合、メール送信後、提出期限までに電話にてご連絡ください。

※直接持参の際は、必ず持参前に訪問予定の日時をご連絡ください。

その場合、担当の業務都合により、日程変更等の調整をお願いする場合があります。

(3) 提出期限

令和5年5月30日(火)午後5時まで

※持参で提出の場合、提出可能な時間は、周防大島町役場閉庁日を除く平日の午前9時から午後5時としますので、ご注意ください。

7. 提出先

周防大島町総務部政策企画課広報情報統計班（担当 藤本）

〒742-2192 山口県大島郡周防大島町大字小松126-2

電話:0820-74-1007

FAX:0820-74-1015

電子メール : seisakukikaku@town.suo-oshima.lg.jp

8. 留意事項

- ・ 本依頼に対する情報提供の内容について、『周防大島町内部情報系システム等更新』の導入検討においてのみ利用し、第三者への開示や他の目的に利用することはありません。
- ・ 本依頼に対する情報提供の内容について、別途、お問合せを行うことがあります。
- ・ 本依頼に対し提出いただいた資料は返却いたしません。
また、提出いただいた資料は、必要数をコピーして使用する場合があります。
- ・ 本依頼に対して要する経費等は、全て各事業者にて負担してください。
- ・ 本依頼は、1. 主旨に記載の情報を得るためのもので、各事業者からどのような情報提供を受けても、それをもって将来のシステム導入を約束するものではありません。
- ・ 本依頼に関して提示する全ての情報について、第三者に対して開示あるいは漏洩しないよう取扱いをお願いします。